

# 小糸川第2回流域懇談会

## 具体の整備内容について

平成20年12月10日

千葉県 君津地域整備センター

### 1.河川整備の目標

- (1)対象河川と対象区間、(2)計画対象期間、
- (3)治水の整備目標、(4)利水の整備目標、(5)環境の整備目標

### 2.河川整備の実施に関する事項

- (1)河川工事の目的、種類、施行の場所
- (2)河川管理施設の機能の概要

### 3.河川の維持管理に関する事項

- (1)維持管理の目的、種類、施行の場所

### 4.河川の整備を総合的に行うために重要な事項

- (1)流域における取り組みへの支援
- (2)超過洪水対策
- (3)河川愛護、環境教育

千葉県 君津地域整備センター

# 1.河川整備の目標

## (1) 対象河川と対象区間

小糸川の河川整備計画では小糸川水系のうち、**千葉県が管理している二級河川区間の全区間**を対象とします。

国土保全上または国民救済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理しています。  
全国的に109水系が一級水系として指定されています。  
一級水系以外の公共の利害に重要な関係にある水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。  
全国で2,723水系が二級水系として指定されています（平成18年4月末時点）。

**小糸川は千葉県が管理している二級河川です。**

河川整備計画では千葉県が維持管理を行っている全区間を対象とします。  
河道改修の工事を実施する予定の区間（早期に対策を講じる必要のある区間）を  
**『整備を実施する区間』**とします。



# 1.河川整備の目標

## (2) 計画対象期間

将来計画（基本方針）に向けた段階整備として、  
小糸川の河川整備計画の計画対象期間を概ね20年とします。

平成9年に河川法が改正され、河川の整備にあたり、『河川整備基本方針』と『河川整備計画』をつくることになりました。

『河川整備基本方針』では水系における治水、利水、河川環境等の河川管理の長期的な方針を総合的に定めます。

『河川整備計画』は河川整備基本方針に沿って、今後20～30年の間に計画的に実施される河川工事や維持管理について、学識経験者、地方公共団体の長や地域住民等の意見を聴取しながら策定されます。

ただし、本河川整備計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況にもとづいて策定したものであり、整備計画の策定後も、これらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗などにより、適宜、見直しを行うものとします。

例えば、急な開発などによって、社会情勢が変化し、当初定めていた目標が現実的でなくなった場合は整備の目標を修正します。

河道改修などの治水事業の場合、当該事業の経済性における妥当性を評価するために5年に1度の頻度で『事業再評価』が行われます。

# 1.河川整備の目標

## (3) 治水の目標

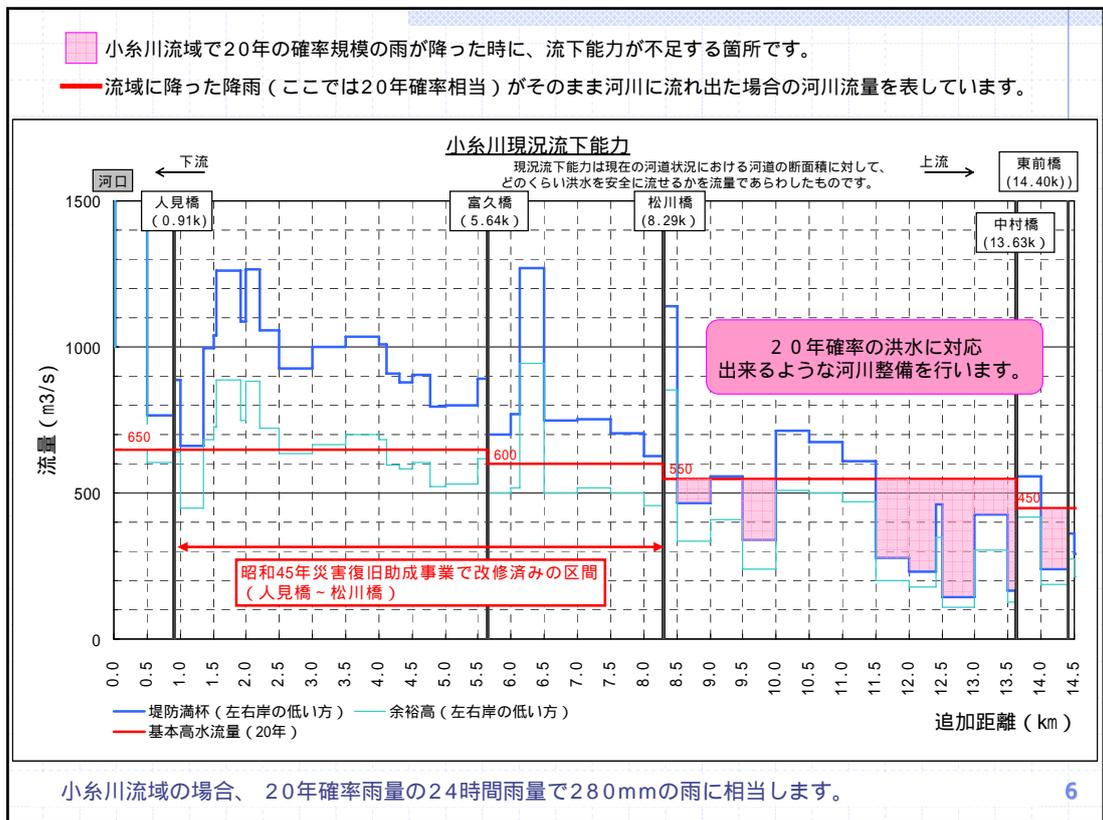
1時間で50mm以上の集中豪雨および、被害が生じた平成18年12月27日洪水に相当する降雨量が降った時においても、浸水被害が最小となるような整備を目指します。よって、上下流の整備水準とのバランスを考慮しながら、20年に1度の割合で発生する洪水流量を目標に整備します。

千葉県では『時間雨量50mm』の集中豪雨に対応する河川改修を早期に完成させるように努めています。

小糸川流域において、時間雨量50mmの降雨の規模は20年確率雨量に相当します。20年確率雨量とは20年に1度の確率で降る雨の規模であり、小糸川流域の場合、24時間では約280mm、短時間雨量では1時間で50mmの雨に相当します。

《参考》君津市では、1時間で50mm以上の“非常に激しい雨”が降った場合で、“重大な災害が起こるおそれのあるとき”には「大雨・洪水警報」が気象庁より発表されます。

平成18年12月27日の集中豪雨の24時間流域平均雨量は約230mmとなり、10年確率降雨（250mm）に相当する規模です。



## 1.河川整備の目標

### (4) 利水の目標

#### 【 流量・水質について】

現在の河川流況を保持することを目指します。

現状では農業や工業用水として利用されています。  
動植物の生息・生育・繁殖環境において、実害を伴う流量や水質の事故（渇水や塩害など）は、これまで特に発生していません。

#### 【 空間利用について】

現状の河川利用に配慮しながら、河川空間の適正な利用の促進を図っていきます。

現状では、散歩や生活道路、花壇、環境学習の場として利用出来ます。  
昔は、子供達がよく川で遊んでいました。

#### 【 正常流量の検討について】

動植物の生息・生育や繁殖環境や景観の保全、流水の清潔（水質）の保持、流水の正常な機能の維持に必要な流量を検討し、流況の把握に努めます。

## 1.河川整備の目標

### (5) 環境の目標

#### 【 動植物について】

多自然川づくり等による河川環境の保全・再生に努めます。

瀬・淵など、水生生物の貴重な生息・繁殖環境となる、多様な水環境の保全・再生に努めます。  
河道内だけでなく、沿川や流域も含めた自然環境のつながりや生態系の保全に配慮します。

#### 【 水質について】

市と協働で、流入汚濁負荷の軽減に努めます。

人々が「近づきたい、触れたい」と思う河川づくりを目指し、河川水質の維持・改善に努めます。  
今後も、水質の状況把握に努めます。

#### 【 親水利用の向上について】

利用者の声を反映した整備に努めます。

人の動線の連続性や、水際へのアクセスのしやすさに配慮し、もっと近づきやすい川を目指します。

## 2.河川整備の実施に関する事項

### (1) 河川工事の目的、種類、施行の場所<sup>(1/2)</sup>

#### 【 河川工事の目的】

洪水による災害の防止または軽減、河川の適正な利用を図るための施設整備、及び河川環境の整備を目的とします。現況の河道状況を極力活かし、過度な河川拡幅とならないように整備します。

そのために、護岸の形態は工事箇所の特長によって定まり、左岸と右岸や区間によって異なります。

#### 【 河川工事の種類】

流下能力を上げるための方法として、河道の断面積を増やす方法があります（河道拡幅や河床掘削など）。

自然環境への影響を最小に抑える方法や河川へのアクセスを向上させる工事も検討します（水際が多自然化、階段護岸、管理用通路の舗装など）。

千葉県 君津地域整備センター

9

## 2.河川整備の実施に関する事項

### (1) 河川工事の目的、種類、施行の場所<sup>(2/2)</sup>

#### 【 施行の場所】

水害の発生状況や既往の治水事業の実施状況、上下流の治水安全度のバランス等を勘案して、整備を実施する区間を『松川橋下流から東前橋まで』の約7kmとします。

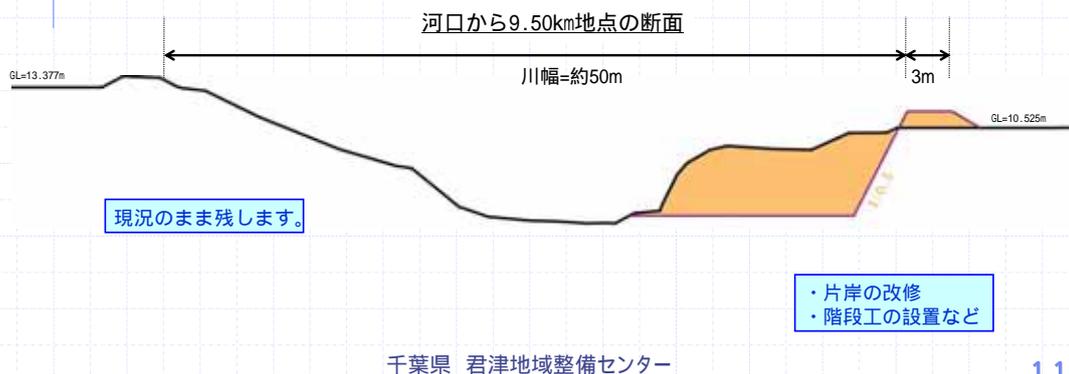


10

## 2.河川整備の実施に関する事項

### (2) 河川管理施設の機能の概要<sup>(1/2)</sup>

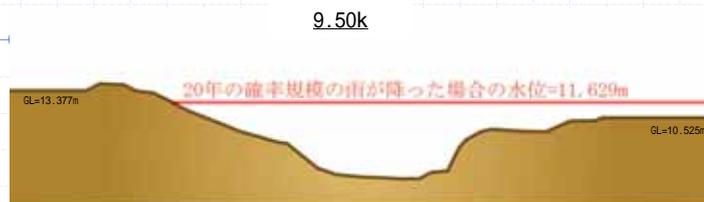
松川橋から中村橋の区間で、目標流量の「 $550\text{m}^3/\text{s}$ 」、中村橋から東前橋の区間で、目標流量の「 $450\text{m}^3/\text{s}$ 」を安全に流下できる断面を検討します。  
片岸の改修により、河川風景や動植物の生息環境への影響を極力抑えます。  
より安全に水辺へ近づける階段工の設置を検討します。



11

## 《参考》松川橋～東前橋の河川改修による効果

《現況河道のままで20年確率雨量が降った場合》



現在の整備状況では、20年確率の洪水時には、右岸で浸水被害が生じるおそれがあります。

下流の改修によって水位が約35cm下がると想定されます。

《河道改修後に20年確率雨量が降った場合》

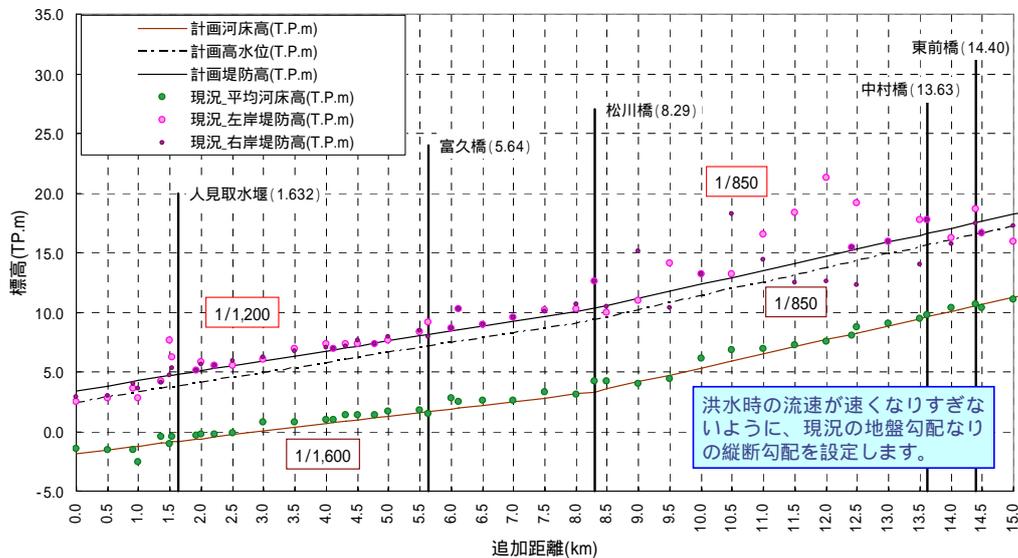


河道の改修や築堤などによって、河川からの溢水を抑えることができます。

20年確率雨量とは、20年に1度の割合で降るとされている雨です。小糸川流域の場合、24時間雨量で280mmの雨に相当します。

12

## 2.河川整備の実施に関する事項 (2) 河川管理施設の機能の概要<sup>(2/2)</sup>



現況断面の諸元は、平成20年度に測量された500mピッチおよび橋梁の測量結果より求めています。

千葉県 君津地域整備センター

13

## 3.河川の維持管理に関する事項 (1) 維持管理の目的、種類、施行の場所

### 【 河川維持の目的】

常に、堤防や護岸、樋管等の河川管理施設がその機能を適切に発揮できるよう、努めてまいります。

### 【 河川維持の種類】

河道及び河川管理施設などの定期点検があります。  
河道の維持浚渫の事業があります。  
植生の除去による維持があります(草刈りや竹の伐採など)。

### 【 施行の場所】

維持管理を行う区間は千葉県が管理している二級河川区間の全区間です。

千葉県 君津地域整備センター

14



昨年度、河川の維持管理の一環として中村橋の上流地域で、竹木の伐採を行いました。

竹が河川沿いに繁茂している場合、川の流れが阻害される可能性があります。また、洪水時に流木などの被害も発生するおそれがあります。



千葉県 君津地域整備センター

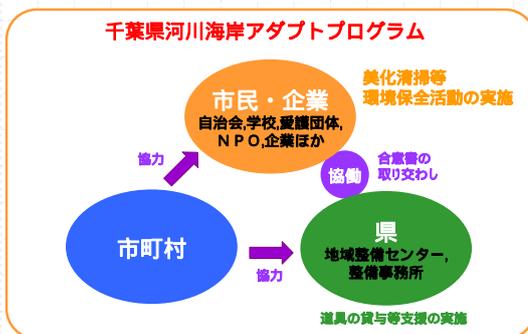
## 4.河川の整備を総合的に行うために重要な事項

### (1) 流域における取り組みへの支援

地域住民やボランティア団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことができる「アダプト制度」等の活用について検討していきます。

「千葉県河川海岸アダプトプログラム」とは、一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度です。この制度では、行政と市民団体などが合意書を交わしたうえで、行政は「清掃用具の提供、傷害保険への加入、サインボード（看板）の提出、ゴミの回収」などの支援を行います。

《参考》道路や河川など公共の場所の一定区画が、住民と企業によって、愛情と責任をもって清掃美化されることから、「アダプト（養子にする）」にたとえられています。





## 4.河川の整備を総合的に行うために重要な事項 (3) 河川愛護、環境教育

河川がもっと身近なものとして認識されるように努めます。  
また、環境教育の場として利用されるための整備や連携について検討します。

小糸川をもっと“知ってもらう”ために水質や水量、洪水情報や流域に生息している動植物に関する情報を提供し続けます。

環境教育の場となりうる親水空間を検討し、その整備や開放について検討します。

教育現場との連携（職員の派遣や指導者の育成支援）を図っていきます。

河川に関するイベントの開催・広報活動を支援します。  
地元住民や学識経験者等とともに流域全体の課題を話し合える「しくみ」の構築を図ります。